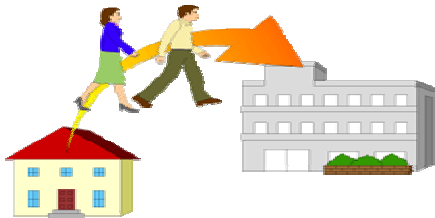


## パソコンで申請手続きができるようになりました。

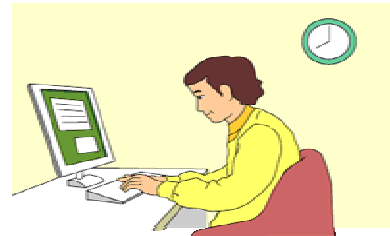
### 電子申請・届出サービスとは

従来の窓口での受付に加えて、自宅や事務所などのパソコンからインターネットを利用して、いつでも（24 時間 365 日）住民票の写しの交付申請や小児医療証交付申請などの申請・届出をできるサービスです。

いままでは



電子申請が始まると申請・届出がパソコンでできます



このサービスはパソコンを使用してインターネットで申請・届出を行うものですので、証明書の交付等は従来どおり窓口でお受け取り下さい。

本人確認を必要とする申請（市民課で取り扱う手続き）は、公的個人認証などの電子証明書が必要になるものがあります。

公的個人認証とは、インターネット上で本人を確認するためのものです。利用の際には住民基本台帳カードに本人であることを証明する電子証明書を登録する必要があります。（市民課で取扱っています）

### 利用するにあたり用意していただくもの

- 1 インターネットに接続されているパソコン
- 2 インターネット閲覧ソフト（インターネットエクスプローラ 5.5SP2 以降）
- 3 公的個人認証の必要な手続きを行う場合は、電子証明書の格納された住民基本台帳カード・IC カードリーダー及び関連ソフトウェアが必要になります。

## サービスを利用した際の手続の流れ

### 1 利用者登録

市のホームページ（<http://www.city.miura.kanagawa.jp/>）や神奈川県電子自治体共同運営サービスのホームページ（<http://www.e-kanagawa.lg.jp/>）からオンラインサービスの入り口である電子申請のページに入って登録を行ってください。この作業は初めてのご利用時のみ必要な作業です。

利用者登録では、氏名・住所・メールアドレス、パスワード等を登録します。登録後、利用者IDが電子メールで送付されます。

### 2 申請・届出

電子申請・届出システムで利用したい手続を選択して、申請・届出を行ってください。

### 3 受付け

市役所の担当職員がシステムを利用して、申請・届出の受付けをします。

### 4 事務処理の進み具合・結果報告

市役所の担当職員が窓口で受付けした申請・届出と同じように処理を行って、処理状況をシステムに登録します。

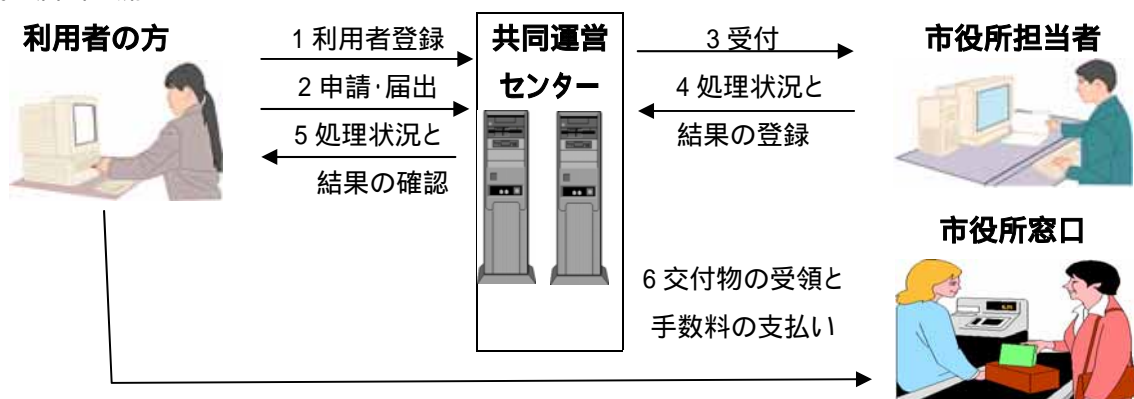
### 5 進み具合・結果の確認

電子申請・届出システムで行った申請の進み具合や結果を確認することができます。

### 6 交付物の受領・手数料の支払い

申請等をした手続きによって受領方法が異なりますので、各手続きの案内画面に表示されている方法で受領してください。また、手数料の支払いは窓口で行ってください。

### 申請・届出の流れ



**利用者の方にコールセンターを設置しています。**

e-kanagawa コールセンター 0570-05-7500( 利用時間 8:30 ~ 17:30 土・日・祝日年末年始除く )